

権利の活用 p101～114

- 1 自己実施 p102
 - 共有の特許権の場合
- 2 移転 共有の場合
 - 譲渡
 - 一般承継
- 3 実施権
 - (1) 専用実施権 特許権と同様の独占権
登録により効力発生
 - (2) 通常実施権
独占的通常実施権
当然対抗制度 登録制度なし
- 4 質権設定 p109
- 5 法定実施権 p109
 - ① 職務発明(35条)
 - ② 先使用权(79条)
 - ③ 冒認特許の実施(79条の2)
 - ④ 先願無効請求前の実施(80条) 中用権
 - ⑤ 意匠権の存続期間満了
 - ⑥ 再審登録前の実施(176条) 後用権
- 6 裁定実施権 p110
 - ① 不実施
 - ② 利用関係
 - ③ 公共の利益

(特許権の効力)

第六十八条 特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する。ただし、その特許権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその特許発明の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

(共有に係る特許権)

第七十三条 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的として質権を設定することができない。

2 特許権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定をした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその特許発明の実施をすることができる。

3 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その特許権について専用実施権を設定し、又は他人に通常実施権を許諾することができない。

(先使用による通常実施権)

第七十九条 特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、又は特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明をした者から知得して、特許出願の際現に日本国内においてその発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許出願に係る特許権について通常実施権を有する。